



発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令等の一部を改正する省令（総務・財務二部）
 - 厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（厚生労働六八）
 - 地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（国土交通六九）
 - 日本下水道事業団法施行規則の一部を改正する省令（同七〇）
 - 環境省組織規則の一部を改正する省令（環境一八）
 - 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二三五）
 - 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三六）

〔省令〕

- 返納を命じた旅券を無効とする件
 - (同二三七)
 - 保安林の指定をする件
 - 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五第一項各号に掲げる数量を公表す

公告

- （太平洋広域漁業調整委員会長公示）
（太平洋広域漁業調整委一七）
日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示
（日本海・九州西広域漁業調整委一七）
瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示
（瀬戸内海広域漁業調整委一七）
労働保険審査官及び労働保険審査会法
第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について
(厚生労働省)

令和七年六月二十四日

四

令を次のように定める。

府行規第22号「府行規第22号の施行等に関する法律の施行に関する省令等の一部を改正する省令」

所擧説法、法人説法及び地方説法の特例等に關す

今第三百三十五号)第六条の二第十一項及び第一

法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）

約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税

条の六第一項及び第十条の十第一項並びに租税条

法律第四十六号) 第十条の五第八項第五号、第十

び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及

○ 組織
材務省令第一号

卷之三

省令

卷之三

<p>○返納を命じた旅券を無効とする件 (同二三七)</p> <p>○保安林の指定をする件 (農林水産九九〇～九九七)</p> <p>○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし、太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたちいわし対馬暖流系群、かたちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件 (同九九八)</p> <p>○海上における空対空射撃訓練を実施する件 (防衛一四六～一五〇)</p> <p>○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件 (同一五二)</p> <p>○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件 (同一五三)</p>	<p>内閣 [官庁報告]</p> <p>〔人事異動〕</p> <p>〔国会事項〕</p>	<p>三 三 三 九</p>	<p>一 一 一 八 七</p>	<p>五 五 五 七 七</p>
	<p>官庁 [公 告]</p> <p>諸事項</p>		<p>裁判所</p> <p>建設業の許可の取消処分関係</p> <p>相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係</p> <p>会社その他</p>	

○総務省令第二号
租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十一条の五第八項第五号、第十二条の六第一項及び第十一条の十第一項並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第六条の三第十一項及び第二十一項の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。
令和七年六月二十四日

総務大臣 村上誠一郎
財務大臣 加藤 勝信

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令等の一部を改正する省令

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部改正）

第一条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の三第六項中「第二十条第一項第十四条」を「第二十条第一項第二十五条」に改める。

第十六条の十中「同条第一項第二十四号」を「同条第一項第二十五号」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（令和六年総務省令第五号）の一部を改正する

第十六条の三第十一項に各号を加える改正する（令和六年総務省令第五号）の一部を改正する

第七条の二 事業振興部都市住宅課の所掌事務の特例		(新設)	
第十四条 各号に掲げる事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行日の前日までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。	附 則	この省令は、令和七年七月一日から施行する。 ○国土交通省令第七十号 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）第二十八条第三項及び第四十八条の規定に基づき、日本下水道事業団法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和七年六月二十四日 日本下水道事業団法施行規則の一部を改正する省令	日本下水道事業団法施行規則（昭和四十七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規則の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に對応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、改正として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。
第一項 第二十六条第三項に規定する水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）第三十九条の三第一項に規定する業務に関する事項	改 正 後	改 正 前	改 正 後
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第一条 日本下水道事業団法（以下「法」という。）第二十八条第一項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	第一条 日本下水道事業団法（以下「法」という。）第二十八条第一項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	第一項 第二十六条第三項に規定する水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）第三十九条の三第一項に規定する業務に関する事項	（略）
一〇一 第二十六条第三項に規定する水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）第三十九条の三第一項に規定する業務に関する事項	（新設）	（略）	（略）
十三 （略）	（略）	（略）	（略）
（債務を負担する行為）	（債務を負担する行為）	（債務を負担する行為）	（債務を負担する行為）
第十二条 事業団は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、法第二十六条第一項から第三項までに規定する業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国土交通大臣の認可を受けた金額の範囲内において、翌年度以降にわたる債務を負担することができる。	第十二条 事業団は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、法第二十六条第一項及び第二項に規定する業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国土交通大臣の認可を受けた金額の範囲内において、翌年度以降にわたる債務を負担することができる。	（略）	（略）

○環境省令第十八号
環境省設置法（平成十一年法律第二百二十九号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のようにより改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようにより改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののようにより改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

環境大臣 浅尾慶一郎

附 則
この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。

3 洋上風力環境調査室に、室長を置く。
の沿岸現地等の調査に関する業務をこな
どる。

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(五) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(六) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(七) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(八) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(九) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十一) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十五) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十六) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十七) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十八) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十九) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十一) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十五) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○農林水産省告示第九百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一

二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十四日

一 保安林の所在場所 栃木県那須烏山市大金字

一 駒後内二六四の二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(五) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(六) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(七) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(八) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(九) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十一) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十五) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十六) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十七) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十八) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(五) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(六) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(七) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(八) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(九) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十一) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十五) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十六) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十七) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十八) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(十九) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十一) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二十五) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ

る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐

採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木

は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(三) 指定の図面及び関係書類を宮崎県庁及び国富町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一

二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十四日

一 保安林の所在場所 愛知県北設楽郡豊根村坂

宇場字草ノ平一の七九、一の八〇、一の一一二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木

は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(三) 指定の図面及び関係書類を宮崎県庁及び国富町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一

二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十四日

一 保安林の所在場所 愛知県北設楽郡豊根村坂

宇場字草ノ平一の七九、一の八〇、一の一一二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木

は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(三) 指定の図面及び関係書類を愛知県庁及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一

二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十四日

一 保安林の所在場所 宮崎県東諸県郡富町大

字三名字初田二六二之一、二六二之一の三・二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木

は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他の場合の伐採に係るもの

は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 指定の図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一

二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十四日

一 保安林の所在場所 島根県邑智郡邑南町岩屋

一〇八七、一一七一の一、一一九七、一一九七

の一、一二〇〇の三、一二一二の三、一二一二

の五、原村一三八一の一、一三九七の一、一三

九八の一、一三九九から一四一〇まで、一四一

三、一四一六から一四一八まで、一四一九の一、

一四二〇

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木

は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他の場合の伐採に係るもの

は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 指定の図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一

二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十四日

一 保安林の所在場所 島根県邑智郡邑南町岩屋

六二一の三九、二六二二の三・二

の二

六二一の四九 (以上三筆について次の図に示す部分に限る)、二六二一の三九

根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供す

る。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 指定の図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一

二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十四日

一 保安林の所在場所 島根県邑智郡邑南町岩屋

六二一の三九、二六二二の三・二

の二

六二一の四九 (以上三筆について次の図に示す部分に限る)、二六二一の三九

○農林水産省告示第九百九十八号

○農林水産省告示第九百九十八号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十日農林水産省告示第一千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわいし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。
令和七年六月二十四日 農林水産大臣 小泉進次郎
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

<p>さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管轄年度（令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一・第二　（略）</p> <p>第三　まいわし太平洋系群</p> <p>一・二　（略）</p> <p>三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）</p> <p>法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p>（単位：トン）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>大臣管理区分</th> <th>大臣管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）</td> <td><u>219,400</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第四～第九　（略）</p>	大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量	（略）	（略）	まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	<u>219,400</u>	（略）	（略）	<p>さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和7管轄年度（令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一・第二　（略）</p> <p>第三　まいわし太平洋系群</p> <p>一・二　（略）</p> <p>三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）</p> <p>法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p>（単位：トン）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>大臣管理区分</th> <th>大臣管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）</td> <td><u>192,400</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第四～第九　（略）</p>	大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量	（略）	（略）	まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	<u>192,400</u>	（略）	（略）
大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量																
（略）	（略）																
まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	<u>219,400</u>																
（略）	（略）																
大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量																
（略）	（略）																
まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	<u>192,400</u>																
（略）	（略）																

期間	令和七年六月二十四日	防衛大臣	中谷 元
区域	海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。		
実施機	○防衛省告示第百四十六号		
その他	海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。		
航空機	令和七年六月二十四日	防衛大臣	中谷 元
一	射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。		
二	前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。		
○	防衛省告示第百四十七号		
期間	令和七年七月一日から同年八月三十一日までの間、○八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。		
区域	日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により開まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間		
(ア)	北緯四一度四三分〇九秒		
(イ)	東經一四二度五九分四六秒		
(ウ)	北緯四一度二〇分一〇秒		
(エ)	北緯四一度二〇分一〇秒		
(オ)	東經一四二度五九分四六秒		
(カ)	北緯四一度四五分三九秒		
	東經一四二度〇五分一七秒		
	北緯四一度二七分一〇秒		
	東經一四二度四二分四六秒		
	北緯四一度四四分〇九秒		
	東經一四二度五七分四六秒		

○ 防衛省告示第百五十一号		海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。		
期 間	防衛大臣	中 谷	元	令和七年六月二十四日
ままでの間、○七〇〇から一七〇〇まで。				
ただし、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和三十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。				
区 域 響灘沖海面の次のアからカまでの六点を順次結んだ線並びにア及びカの二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間	(ア)	北緯三五度〇〇分一秒	(ア)	北緯三五度〇〇分一秒
	(イ)	東経一三〇度〇一分五二秒	(イ)	東経一三〇度三一分五一秒
	(ウ)	北緯三四度四六分一一秒	(ウ)	北緯三四度一七分一二秒
	(エ)	東経一三〇度一二分五二秒	(エ)	東経一三〇度二九度五五分五二秒
	(オ)	北緯三四度三〇分一〇秒	(オ)	北緯三四度三五分一一秒
実施機 その他	(カ)	東経一二九度五一一分四六秒	(カ)	東経一二九度三五四度三五分一秒
航空機		北緯三四度四五分五二秒		東経一二九度四五分五二秒
二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。		在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。		
○ 防衛省告示第百五十一号		海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水		
上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。		実施する。		

区域	期間	実施機	その他	航空機
(ア) 北緯三六度〇五分〇〇秒 東経一四一度二〇分四八秒 北緯三六度三八分三六秒 東經一四一度二〇分四八秒	令和七年七月一日から同年八月三十一日までの間、○七〇〇から一九〇〇まで。	(ア) 北緯三九度七分一〇秒 東経一三六度〇九分四九秒 北緯三七度一四分一秒 東経一三六度〇九分四九秒 東経一三六度〇九分四九秒 東経一三六度〇九分四九秒 東経一三四度四四分五〇秒 北緯三七度四〇分一秒 東経一三三度二四分五〇秒 北緯三八度三分一〇秒 東経一三四度〇一分五〇秒	若狭湾北方海面の次の(ア)から(イ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(イ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間	一 射爆撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面上に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。
○防衛省告示第五百五十二号	海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次とおり実施する。	令和七年六月二十四日	令和七年六月二十四日	○防衛省告示第五百五十二号
防衛大臣 中谷 元	法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。	○防衛省告示第五百五十二号	海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次とおり実施する。	一 射爆撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面上に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

実施機	その他	(ウ)	北緯三六度四〇分四三秒
航空機		(オ)	東經一四二度一〇分四六秒
航空機		(エ)	北緯三六度〇九分五九秒
航空機		(ウ)	東經一四一度五六分〇一秒
航空機		(オ)	北緯三六度〇五分〇一秒
区域	期間	防衛大臣	中谷 元
	令和七年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。		
	ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。		
	三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間		
	(ア) 北緯四〇度五〇分一〇秒 東經一四二度一〇分四七秒		
	(イ) 北緯四〇度五〇分一〇秒 東經一四二度五九分四六秒		
	(ウ) 北緯四〇度四四分一〇秒 東經一四二度五九分四六秒		
	(エ) 北緯四〇度二四分一〇秒 東經一四二度二三分四七秒		
実施機	その他		射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
実施機	その他		前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。
二	二		前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

六月二十日参議院議長から、次の法律の公布を奏した旨の通知書を受領した。

独立行政法人男女共同参画機構法

関係法律の整備等に関する法律

継続審査及び継続調査の議決通知

六月二十日本院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案（前原誠司外五名提出、第二百十六回国会衆法第二四号）

二、自動車盗難対策等の推進に関する法律案（田中健外一名提出、衆法第三二号）

三、国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十七名提出、衆法第四三号）

四、国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十七名提出、衆法第四四号）

五、公務員序設置法案（大島敦外十七名提出、衆法第四五号）

六、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（山田勝彦外九名提出、衆法第六〇号）

七、内閣の重要な政策に関する件

八、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

九、栄典及び公式制度に関する件

一〇、男女共同参画社会の形成の促進に関する件

一一、国民生活の安定及び向上に関する件

一二、警察に関する件

総務委員会

一、軽油引取税の税率の特例の廃止に関する法律案（青柳仁士外一名提出、衆法第一二号）

二、地方税法の一部を改正する法律案（吉川元外六名提出、衆法第二七号）

三、地方公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十六名提出、衆法第四六号）

- 四、地方公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十六名提出、衆法第四七号）
五、郵政民営化法等の一部を改正する法律案（山口俊一外六名提出、衆法第五八号）
六、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案（川内博史外八名提出、衆法第五二号）
七、財政に関する件
八、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案（中島克仁外十名提出、衆法第八号）
九、郵政事業に関する件
一〇、消防に関する件
一一、国有財産に関する件
一二、たばこ事業及び塩事業に関する件
一三、印刷事業に関する件
一四、造幣事業に関する件
一五、金融に関する件
一六、証券取引に関する件

法務委員会

- 一、民法の一部を改正する法律案（黒岩宇洋外五名提出、衆法第二九号）
二、婚姻前の氏の通称使用に関する法律案（藤田文武外二名提出、衆法第三〇号）
三、民法の一部を改正する法律案（円より子外四名提出、衆法第三五号）
四、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（平岡秀夫外十九名提出、衆法第六一号）
五、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（円より子提出、衆法第三二号）
六、民法の一部を改正する法律案（大河原まさこ外七名提出、衆法第六四号）
七、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案（小宮山泰子外七名提出、衆法第六五号）

三、民法の一部を改正する法律案（円より子外四名提出、衆法第三五号）
四、裁判所の司法行政に関する件

四、法務行政及び検察行政に関する件

五、法務行政及び検察行政に関する件

六、法務行政及び検察行政に関する件

七、法務行政及び検察行政に関する件

八、法務行政及び検察行政に関する件

九、法務行政及び検察行政に関する件

一〇、法務行政及び検察行政に関する件

一一、人権擁護に関する件

一二、国際情勢に関する件

一三、財務金融委員会

一四、賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対する件

一五、税金の改定に関する件

一六、税金の改定に関する件

一七、税金の改定に関する件

一八、税金の改定に関する件

一九、税金の改定に関する件

二〇、税金の改定に関する件

- 五、外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案（田中健外一名提出、衆法第二五号）
六、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案（中島克仁外十名提出、衆法第八号）
七、財政に関する件
八、税制に関する件
九、関税に関する件
一〇、外国為替に関する件
一一、国有財産に関する件
一二、たばこ事業及び塩事業に関する件
一三、印刷事業に関する件
一四、造幣事業に関する件
一五、金融に関する件
一六、証券取引に関する件

文部科学委員会

- 一、学校給食法の一部を改正する法律案（城井崇外十名提出、第二百十六回国会衆法第二五号）
二、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（津村啓介外七名提出、衆法第六号）
三、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案（津村啓介外七名提出、衆法第七号）
四、文部科学行政の基本施策に関する件

文部科学委員会

- 一、学校給食法の一部を改正する法律案（城井崇外十名提出、第二百十六回国会衆法第二五号）
二、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（津村啓介外七名提出、衆法第六号）
三、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案（津村啓介外七名提出、衆法第七号）
四、文部科学行政の基本施策に関する件

厚生労働委員会

- 一、医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一二号）
二、就労支援給付制度の導入に関する法律案（階猛外六名提出、第二百十五回会衆法第二二号）
三、育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案（浅野哲外一名提出、第二百十六回国会衆法第一九号）
四、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案（中島克仁外九名提出、第二百十六回国会衆法第二三号）
五、医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案（中島克仁外十二名提出、衆法第一号）

厚生労働委員会

- 一、医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一二号）
二、就労支援給付制度の導入に関する法律案（階猛外六名提出、第二百十五回会衆法第二二号）
三、育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案（浅野哲外一名提出、第二百十六回国会衆法第一九号）
四、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案（中島克仁外九名提出、第二百十六回国会衆法第二三号）
五、医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案（中島克仁外十二名提出、衆法第一号）

- 六、訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案（井坂信彦外十二名提出、衆法第二三号）
七、介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（井坂信彦外十五名提出、衆法第二三号）
八、健康保険法等の一部を改正する法律案（中島克仁外十名提出、衆法第八号）
九、厚生労働関係の基本施策に関する件
一〇、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
一一、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件
一二、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（神谷裕外八名提出、衆法第三九号）
一三、農業用植物の優良な品種を確保するための公の新品種育成の促進等に関する法律案（神谷裕外八名提出、衆法第四〇号）
一四、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（神谷裕外八名提出、衆法第三九号）
一五、農業用植物の優良な品種を確保するための公の新品種育成の促進等に関する法律案（神谷裕外八名提出、衆法第三八号）
一六、農業用植物の優良な品種を確保するための公の新品種育成の促進等に関する法律案（神谷裕外八名提出、衆法第三九号）
一七、農業用植物の優良な品種を確保するための公の新品種育成の促進等に関する法律案（神谷裕外八名提出、衆法第四一号）
一八、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案（神谷裕外八名提出、衆法第四一号）
一九、食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案（神谷裕外四名提出、衆法第四二号）
二〇、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（近藤和也外七名提出、衆法第六二号）
二一、農林水産関係の基本施策に関する件
二二、食料の安定供給に関する件
二三、農林水産業の発展に関する件
二四、農山漁村の振興に関する件
二五、農山漁村の振興に関する件

農林水産委員会

経済産業委員会

三、自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(重徳和彦外十八名提出、衆法第五四号)	四、令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書(大野敬太郎外四名提出、衆法第四号)
四、経済産業の基本施策に関する件	五、政治資金規正法の一部を改正する法律案(大野敬太郎外四名提出、衆法第五号)
五、資源エネルギーに関する件	六、政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(大串博志外十名提出、衆法第一一号)
六、特許に関する件	七、公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(落合貴之外五名提出、衆法第五〇号)
七、中小企業に関する件	八、政府関係機関の経理に関する件
八、私的独占の禁止及び公正取引に関する件	九、国土交通委員会
九、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件	十、ライドシェア事業に係る制度の導入に関する件
一、衆法第六三号)	十一、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案(谷田川元外四名提出、衆法第二四号)
二、国土行政の基本施策に関する件	十二、国土計画、土地及び水資源に関する件
三、国土交通行政の基本施策に関する件	十三、都市計画、建築及び地域整備に関する件
四、国土計画、土地及び水資源に関する件	十四、河川、道路、港湾及び住宅に関する件
五、都市計画、建築及び地域整備に関する件	十五、河川、道路、港湾及び海上保安に関する件
六、河川、道路、港湾及び海上保安に関する件	七、陸運、海運、航空及び観光に関する件
七、陸運、海運、航空及び観光に関する件	八、気象及び海上保安に関する件
八、北海道開発に関する件	九、気象及び海上保安に関する件
九、気象及び海上保安に関する件	環境委員会
一、国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案(篠原孝外九名提出、衆法第六六号)	二、環境の基本施策に関する件
三、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する件	四、循環型社会の形成に関する件
四、循環型社会の形成に関する件	五、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件
五、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件	六、公害の防止及び健康被害の救済に関する件
六、公害の防止及び健康被害の救済に関する件	七、原子力の規制に関する件
七、原子力の規制に関する件	八、公害紛争の処理に関する件
八、公害紛争の処理に関する件	安全保険委員会
一、国の安全保障に関する件	二、予算委員会
予算委員会	三、政黨に関する件
一、予算の実施状況に関する件	四、議長よりの諮詢事項
決算行政監視委員会	五、議院規則の一部を改正する規則案(武正公一外五名提出、衆規第二号)
一、令和五年度一般会計歳入歳出決算	六、その他議院運営委員会の所管に属する事項
二、令和五年度特別会計歳入歳出決算	七、東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会
三、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書	八、東日本大震災からの復興・防災・災害に関する総合的な対策に関する件
四、令和五年度政府関係機関決算書	九、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(近藤和也外七名提出、第二百六回国会衆法第二二号)
五、令和五年度國有財産増減及び現在額総計算書	一、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(古川元久外二名提出、第二百六回国会衆法第一三号)
六、令和五年度國有財産増減及び現在額総計算書	二、政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案(古川元久外二名提出、第二百六回国会衆法第一三号)
七、令和五年度國有財産増減及び現在額総計算書	三、政治資金規正法等の一部を改正する法律案(大串博志外七名提出、第二百六回国会衆法第一三号)

質問書転送
六月二十日次の質問主意書を内閣に転送した。
円借款の国内経済波及効果及び財源構造に関する質問主意書
陸上自衛隊オスプレイの佐賀空港への配備に関する質問主意書
キヤリアアップ助成金制度の変更に関する質問主意書
本土復帰以降の政府の沖縄への向き合い方に関する質問主意書
沖縄における過重な米軍基地負担に関する質問主意書
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関する件
二、北朝鮮による拉致問題等に関する件
三、北朝鮮による拉致問題等に関する件
四、消費者問題に関する特別委員会
一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件
二、原子力問題に関する件
三、原子力問題調査特別委員会
一、原子力問題に関する件
二、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会
一、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(階猛外七名提出、衆法第二二号)
二、児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案(大西健介外十二名提出、衆法第五六号)
三、保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別委員会
三名提出 衆法第五七号)
四、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成の総合的な対策に関する件
議案送付
六月二十日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
一、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(大西健介外七名提出、第二百六回国会衆法第一三号)
二、東日本大震災からの復興・防災・災害に関する総合的な対策に関する件
三、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(近藤和也外七名提出、第二百六回国会衆法第二二号)
四、政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案(古川元久外二名提出、第二百六回国会衆法第一三号)
五、議長よりの諮詢事項
六、その他議院運営委員会の所管に属する事項
七、東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会
八、東日本大震災からの復興・防災・災害に関する総合的な対策に関する件
議案通知書受領
六月二十日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
独立行政法人男女共同参画機構法案
二、令和五年度國有財産増減及び現在額総計算書
三、政治資金規正法等の一部を改正する法律案(大串博志外七名提出、第二百六回国会衆法第一三号)
四、経済産業の基本施策に関する件
五、資源エネルギーに関する件
六、特許に関する件
七、中小企業に関する件
八、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
九、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件
一、衆法第六三号)

労働者の過半数代表者に関する質問主意書
東京外かく環状道路の費用便益比に関する質問
主意書
ふるさと納税に関する質問主意書
国際連合自由権規約委員会による日本への総括
所見に対する政府の取組に関する質問主意書
介護職員処遇改善の必要性の認識と今後の取組
等に関する質問主意書
家計の年間の食費に係る消費税負担額の認識等
に関する質問主意書
に関する質問主意書
保育所等における医療的ケア児の支援のための
看護師配置等に関する質問主意書
持続可能な病院経営に関する質問主意書
子育て版ケアマネジャー導入に関する質問主意
書
シルバー人材センターのインボイス対応に関する
質問主意書
海上保安庁の離職者増加に関する質問主意書
リチウムイオン電池等の使用後の処理に関する
質問主意書
漢方・生薬の薬価の見直しに関する質問主意書
外免切替制度をめぐる安全対策と加害者責任の
追及に関する質問主意書
宇久島における風力発電計画と環境影響評価制
度に関する質問主意書
首相官邸の人事構成における民間人材の比率と
役割に関する質問主意書
生成AIで作成される商標の取扱い等に関する
質問主意書
バイオマス発電における輸入木質燃料の持続可
能性確認に関する質問主意書
高等学校段階におけるインクルーシブ教育等に
関する質問主意書
トルコ国籍者の査証免除措置に関する第三回
質問主意書
攻撃用無人機への対処に関する質問主意書
経営・管理の在留資格に関する再質問主意書
保険適用薬のあり方に関する質問主意書
外国人による自国外送金アブリの利用と日本國
内における不可視経済圏の形成に関する質問主
意書
いわゆるステルス値上げの実態把握及び制度的
対応に関する質問主意書

中古品取引の未計上がGDP統計の精度および
政策判断に与える影響に関する質問主意書
ハーバード大学の外国人留学生を我が国の大学
等へ受け入れることに係る疑問に関する質問主
意書
在意書
在留資格「経営・管理」の悪用防止に関する質
問主意書
民泊制度の見直しに関する質問主意書
先発医薬品と後発医薬品の薬価逆転及び薬剤費
逆転に関する質問主意書
障害年金不支給判定急増の報道に関する質問主
意書
在意書
「公園まちづくり計画」に基づく、新秩父宮ラ
グビー場整備、運営事業における権利返還に関
する質問主意書
羽田空港ビル利益供与問題に関する質問主意書
マンション大規模修繕工事に関する質問主意書
公営競技の適正利用に関する質問主意書
有料老人ホームやいわゆるホスピス住宅におけ
る訪問看護制度を利用する不正請求への対応に
に関する質問主意書
風力発電施設のブレード落下事故への対応に關
する質問主意書
国民皆歯科健診の導入等に関する質問主意書
コメ作況指數の公表廃止に関する質問主意書
我が国におけるエイズ流行終結に向けた取組に
関する質問主意書
衆議院議員大石あきこ提出出入国在留管理政策
と家族結合権に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出ボタンウキクサ
(ウォーターレタス) 対策に関する質問に対する
質問主意書
六月二十日内閣から次の答弁書を受領した。
六月二十日内閣から次の答弁書を受領した。
六月二十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員井坂信彦提出鉛製給水管に関する質
問に対する答弁書
衆議院議員竹上裕子提出ミニマム・アクセスマ
と国内消費量等に関する質問に対する答弁書
裁判所の人的・物的充実に関する請願 三十九
パーキンソン病治療研究支援及び医療費助成
制度の改善に関する請願 三十三
国民を腎疾患から守る総合対策の早期確立に
関する請願 百二十四
パークリソソ病の撲滅を目指すことに関する
請願
国立病院の機能強化に関する請願 九十二
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾患対策
の総合的な推進に関する請願 四
衆議院議員八幡愛提出感染症の危機管理にお
ける専門家発言の変遷とりスクコミュニケーション
体制の強化に関する質問に対する答弁書
衆議院議員八幡愛提出感染症の危機管理にお
ける専門家発言の変遷とりスクコミュニケーション
体制の強化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員水沼秀幸提出推し心を利用する悪質
ホスト対策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阪口直人提出保険適用が困難なこと
もの歯科矯正診療に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木庸介提出尖閣諸島周辺海域にお
ける海洋資源開発に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木庸介提出外国人の所有する国内
不動産に対する課税に関する質問に対する答弁
書
衆議院議員長友よしひろ提出花粉症対策に關す
る質問に対する答弁書
衆議院議員大石あきこ提出大阪・関西万博会場
のガス濃度測定に関する質問に対する答弁書
衆議院議員大石あきこ提出重度心身障害者及び
ひとり親家庭等への自治体の医療費助成に対する
ペナルティを全廃すべきことに関する質問に
対する答弁書
衆議院議員阪口直人提出声の肖像権保護に關す
る質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木庸介提出中国資本の影響による
火葬・葬儀に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木庸介提出行旅死亡人に關する質問
に対する答弁書
六月二十日本院において採択した次の請願書を
内閣に送付した。
通
議員辞職
六月二十日衆議院から次の議案が提出された。
租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に
係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一
部を改正する法律案(衆第五三号)
また、六月二十一日議員から次の議案が提出さ
れた。
議案提出
六月二十日衆議院から次の議案が提出された。
租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に
係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一
部を改正する法律案(衆第五三号)
また、六月二十一日議員から次の議案が提出さ
れた。
議員辞職
六月二十日衆議院から次の議案についての
委員会審査省略要求書が提出された。
財政金融委員長三宅伸吾君解任決議案(柴慎一
外二名発議)
議案付託
六月二十日議長は、次の衆議院提出案を委員会
に付託した。
租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に
係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一
部を改正する法律案(衆第五三号)
議案付託
六月二十日議長は、次の衆議院提出案を委員会
に付託した。
租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に
係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一
部を改正する法律案(衆第五三号)
議案付託
六月二十日本院は、衆議院送付の次の内閣提出
財政金融委員長三宅伸吾君解任決議案(柴慎一
外二名発議)
議決通知
六月二十日本院は、衆議院送付の次の内閣提出
案を可決した旨衆議院に通知した。
独立行政法人男女共同参画機構法施行に伴う
法律の整備等に関する法律案

参議院議員浜田聰提出中国による「琉球帰属未定論」の提起及び政府の調査・対応状況に関する質問に対する答弁書（第一六二号）

参議院議員浜田聰提出公益通報の対象範囲に係る政府見解の変更経緯等に関する質問に対する答弁書（第一六四号）

参議院議員浜田聰提出公用車のカーナビに係るNHK受信契約の在り方に関する質問に対する答弁書（第一六五号）

参議院議員浜田聰提出外交儀礼上の贈呈品の選定基準に関する質問に対する答弁書（第一六六号）

参議院議員浜田聰提出障害者支援の制度的空白に関する質問に対する答弁書（第一六七号）

参議院議員浜田聰提出福祉用具等の貸与・購入の費用比較に関する質問に対する答弁書（第一六八号）

参議院議員浜田聰提出福祉用具貸与制度及び業界の利益構造に関する質問に対する答弁書（第一六九号）

参議院議員浜田聰提出公用パソコン内の不適切な私用データの法的取扱いに関する質問に対する答弁書（第一七〇号）

参議院議員浜田聰提出相談事業を民間団体に委託するリスクに関する質問に対する答弁書（第一七一号）

参議院議員浜田聰提出「日本駆け込み寺」の事業及びガバナンスの適正性に関する質問に対する答弁書（第一七二号）

参議院議員浜田聰提出相談支援制度の構造的課題に関する質問に対する答弁書（第一七三号）

参議院議員浜田聰提出補助事業者の選定に係る東京都知事の説明責任等に関する質問に対する答弁書（第一七四号）

参議院議員浜田聰提出政府の有識者起用の在り方及び選任基準に関する質問に対する答弁書（第一七五号）

参議院議員浜田聰提出日本国内における中国共産党員の存在把握の必要性等に関する質問に対する答弁書（第一七六号）

参議院議員山本太郎提出消費減税の実施に要する期間に関する質問に対する答弁書（第一七七号）

参議院議員山本太郎提出原子力規制庁における報道機関出身者の職員採用に関する質問に対する答弁書（第一一七八号）

参議院議員浜田聰提出医療費適正化計画における入院医療費の取扱い及び目標・実績の整合性に関する質問に対する答弁書（第一一七九号）

報告書提出

六月二十日委員長から次の報告書を提出した。

内閣委員会請願審査報告書（第一号）

法務委員会請願審査報告書（第一号）

厚生労働委員会請願審査報告書（第一号）

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会請願審査報告書（第一号）

請願書送付

六月二十日、議院において採決した「憂生保護

国土交通委員会
一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会
一、環境及び公害問題に関する調査
予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査
議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査
政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会
一、政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査
報告書受領

人事異動

御祝電
天皇陛下は、ルクセンブルクの国祭日につき、
六月二十日同国大公殿下へ御祝電を発せられた。

官 庁 報 告

天皇皇后両陛下モンゴル御訪問につき首席随員を	法務
期間は令和七年七月十五日までとする	法務
西村 泰彦	公証人任免
別所 浩郎	福岡法務局所属公証人松尾嘉倫は願により公証
伊原 純一	人を免ぜられた。
清水 清水	岸本寛成は公証人に任命され、福岡法務局所属
宮下 匡之	公証人松尾嘉倫の後任を命ぜられた。(以上六月十六日)(法務省)
外務事務官	
式部官長	
侍従長	
宮内庁長官	
命ずる	

太平洋広域漁業調整委員会長公示第十七号
太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号3(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年六月五日から令和七年六月三十日まで
日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示第十七号
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号3(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和七年六月三日　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　田中　栄次
令和七年六月五日から令和七年六月三十日まで
瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示第十七号
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四四八号3(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のところに公示する。
（略）

の技術を算出する期間について 次のとおり公示する。
令和七年六月三日
令和七年六月五日から令和七年六月三十日まで
瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 脇田 和美

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、長崎労働局の関係事業主を代表する者北村洋一の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和7年6月24日

厚生労働大臣 福岡 資麿
記

- 推薦資格 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業主が加入している事業主の団体であって、長崎労働局の管轄区域内に組織を有すること。
- 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。
- 推薦締切日 令和7年7月7日
- 推薦書及び添付書類提出先 長崎労働局労働基準部労災補償課

様式
令和 年 月 日
厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

- 注1 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。
2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

(備考)

- 提出部数は正副2通とすること。
- 履歴書2通を添付すること。



趣 嘗 報

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月24日

東北地方整備局長 西村 拓

- 処分をした年月日 令和7年6月3日
- 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 セコムエンジニアリング株式会社 吉成 進 福島県郡山市開成4-8-15 國土交通大臣許可（般・特-02）第21365号
- 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
- 処分の原因となった事実 令和7年6月3日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出ください。

令和7年（家）第40153号

神戸市中央区栄町通2丁目2番2号和栄ビル504号
申立人 中村 宏二

本籍神戸市兵庫区切戸町59番地、最後の住所神戸市兵庫区塚本通5丁目1番10-501号、死亡の場所神戸市須磨区、死亡年月日令和6年11月9日、出生の場所神戸市長田区、出生年月日昭和27年7月16日、職業無職

被相続人 亡 田中 雅弘

神戸市中央区明石町48番地 神戸ダイヤモンドビル8階 六甲法律事務所

相続財産清算人 弁護士 浅田 修宏

催告期間満了日 令和8年1月16日

神戸家庭裁判所

令和6年（家）第7087号

山口県山口市滝町1番1号

申立人 山口県

本籍島根県邑智郡谷住郷村1524番地、最後の住所山口県佐波郡袖野村217番屋敷、死亡の場所山口県阿武郡地福村、死亡年月日昭和26年9月8日、出生の場所山口県佐波郡袖野村、出生年月日明治13年11月15日、職業不詳

被相続人 亡 大石 トモ

山口県防府市大字向島148番地の2

相続財産清算人 佐々木利久

催告期間満了日 令和8年1月23日

山口家庭裁判所

令和7年（家）第7022号

山口県防府市寿町7番1号

申立人 防府市

本籍山口県防府市大字田島840番地、最後の住所山口県防府市大字田島840番地、死亡の場所山口県防府市、死亡年月日令和5年12月25日頃、出生の場所山口県防府市、出生年月日昭和25年1月9日、職業不詳

被相続人 亡 吉武 松久

山口県山口市春日町2066番1

相続財産清算人 弁護士法人中山修身法律事務所

催告期間満了日 令和8年1月19日

山口家庭裁判所

令和7年（家）第7097号

福岡県福岡市南区鶴田4丁目49番4号

申立人 松島 京子

本籍福岡県福岡市中央区春吉1丁目15号2番地、最後の住所福岡県福岡市中央区清川3丁目26番2号、死亡の場所福岡市中央区、死亡年月日平成13年3月27日、出生の場所福岡市、出生年月日昭和15年10月25日、職業無職

被相続人 亡 矢野富喜子

事務所福岡市中央区舞鶴3丁目6番23号サンハイツ舞鶴305号

相続財産清算人 司法書士 木津圭太郎

催告期間満了日 令和8年2月16日

福岡家庭裁判所

令和7年（家）第201号

名古屋市緑区万場山1丁目512番地の1

申立人 名古屋住宅サポート株式会社

本籍岐阜県岐阜市雲雀町1丁目10番地、最後の住所不明、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡年月日昭和63年12月16日、出生の場所岐阜県岐阜市、出生年月日大正5年3月26日、職業不明

被相続人 亡 後藤志南子

名古屋市瑞穂区前田町3丁目45番地

相続財産清算人 司法書士 佐竹 康弘

催告期間満了日 令和8年1月6日

岐阜家庭裁判所

令和7年（家）第241号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

申立人 国

本籍岐阜県各務原市新鵜沼台6丁目97番地、最後の住所岐阜県各務原市新鵜沼台6丁目97番地、死亡の場所岐阜県各務原市、死亡年月日令和5年7月23日、出生の場所岐阜県高山市、出生年月日昭和51年12月9日、職業大工工事

被相続人 亡 小林 達也

事務所岐阜市若宮町9-10 古田竹中法律事務所

相続財産清算人 弁護士 竹中 雅史

催告期間満了日 令和8年1月6日

岐阜家庭裁判所

令和7年（家）第70079号

兵庫県加古川市平岡町つじ野1番地134

申立人 永富 雄浩

本籍兵庫県加古川市河原444番地60、最後の住所兵庫県加古川市別府町別府609番地の1、死亡の場所兵庫県加古川市、死亡年月日令和7年2月25日、出生の場所熊本県下益城郡豊福村、出生年月日昭和13年3月26日、職業無職

被相続人 亡 永富 貞子

事務所兵庫県姫路市南畠町2丁目1番地

ファース姫路ビル6階木村法律事務所

相続財産清算人 弁護士 木村 裕史

催告期間満了日 令和8年1月9日

神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第30097号
 岡山県岡山市北区番町1丁目1番13号フォルトウーナノザキ2階
 申立人 梨田 瞳
 本籍岡山県備前市日生町日生1735番地3、最後の住所岡山県備前市伊部2513番地 原田アパート1号、死亡の場所岡山県備前市、死亡年月日令和5年9月24日、出生の場所岡山県和気郡日生町、出生年月日昭和16年9月18日、職業無職
 被相続人 亡 藤崎 壽光
 事務所岡山市北区番町1丁目5番5号
 相続財産清算人 弁護士 池田 曜生
 催告期間満了日 令和8年1月7日
 岡山家庭裁判所

令和7年(家)第30120号
 岡山市中区住吉町1丁目50番地
 申立人 特定非営利活動法人岡山意思決定支援センターべーじゅー
 本籍岡山県岡山市北区錦町133番地、最後の住所岡山県岡山市北区下中野337番地109、死亡の場所岡山県岡山市南区、死亡年月日令和6年12月10日、出生の場所大阪府三島郡山田村、出生年月日昭和16年8月20日、職業無職
 被相続人 亡 房野智恵子
 事務所岡山市北区番町1丁目1番13号フォルトウーナノザキ2階
 相続財産清算人 弁護士 梨田 瞳
 催告期間満了日 令和8年1月7日
 岡山家庭裁判所

令和7年(家)第5055号
 岡山県笠岡市用之江149番地
 申立人 藤井 幸子
 本籍岡山県笠岡市用之江149番地、最後の住所岡山県笠岡市用之江149番地、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日令和7年1月11日、出生の場所岡山県小田郡城見村、出生年月日昭和20年11月3日、職業無職
 被相続人 亡 藤井 典郎
 広島市中区上幟町4番7号 緑景園ひろえビル201号 安芸法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 櫻河内章悟
 催告期間満了日 令和8年1月9日
 岡山家庭裁判所倉敷支部

令和7年(家)第30023号
 広島県呉市阿賀北9丁目14番24号
 申立人 藤田 由美
 本籍広島県呉市広長浜3丁目16570番地、最後の住所広島県呉市広小坪1丁目53番10号、死亡の場所広島県呉市、死亡年月日令和6年11月3日、出生の場所広島県呉市、出生年月日昭和29年4月11日、職業無職
 被相続人 亡 峰 信幸
 広島県呉市西中央5丁目8番29号201室木和義法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 笹木 和義
 催告期間満了日 令和8年1月9日
 広島家庭裁判所呉支部

令和7年(家)第7032号
 山口県光市浅江2646番地1
 申立人 國本美智子
 本籍山口県光市大字浅江2654番地第2、最後の住所山口県防府市大字台道522番地、死亡の場所山口県山口市、死亡年月日令和7年1月2日、出生の場所山口県光市、出生年月日昭和22年12月18日、職業無職
 被相続人 亡 山本 博
 山口県防府市八王子1丁目7番4号 ニューマルマンビル5階 上田・藤井総合法律事務所
 相続財産清算人 藤井 武志
 催告期間満了日 令和8年1月9日
 山口家庭裁判所

令和7年(家)第9006号
 秋田県湯沢市古館町4番5号
 申立人 社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会
 本籍秋田県湯沢市北荒町18番地12、最後の住所秋田県湯沢市上院内字小沢102番地3ぬくもりの里たてやま、死亡の場所秋田県湯沢市、死亡年月日令和6年11月22日、出生の場所秋田県雄勝郡湯沢町、出生年月日昭和27年12月22日、職業無職
 被相続人 亡 遠田 幸夫
 秋田県湯沢市字両神22番地7
 相続財産清算人 司法書士 伊藤 則行
 催告期間満了日 令和8年2月9日
 秋田家庭裁判所横手支部

令和7年(家)第141号
 茨城県日立市相田町3丁目1番18号
 申立人 志賀 宏郎
 本籍茨城県日立市相田町3丁目1番、最後の住所茨城県日立市相田町3丁目1番10号、死亡の場所茨城県日立市、死亡年月日令和4年10月17日、出生の場所東京市足立区、出生年月日昭和17年8月1日、職業不明
 被相続人 亡 江間 良子
 茨城県日立市幸町1丁目11番4号ソニーアビル3階さわやか日立法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 白土 大作
 催告期間満了日 令和8年1月15日
 水戸家庭裁判所日立支部

令和7年(家)第20040号
 群馬県富岡市下高瀬231-6
 申立人 田邊 清治
 本籍群馬県富岡市富岡1164番地、最後の住所群馬県富岡市下黒岩600番地3、死亡の場所群馬県富岡市、死亡年月日令和6年8月14日、出生の場所群馬県富岡市、出生年月日昭和30年9月12日、職業無職
 被相続人 亡 田邊千恵子
 事務所群馬県高崎市八千代町1丁目19番5号 田中善信・二階堂慎法律事務所
 相続財産清算人 萩本 強志
 催告期間満了日 令和8年1月16日
 前橋家庭裁判所高崎支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第250号
 千葉県君津市東坂田1丁目3番3号 京葉君津ビル4階 君津法律事務所
 申立人 弁護士 矢野 智之
 本籍千葉県南房総市千倉町川口595番地、最後の住所千葉県南房総市千倉町川口595番地、死亡の場所千葉県鴨川市、死亡年月日令和4年9月13日、出生の場所千葉県安房郡千倉町、出生年月日昭和33年12月17日、職業会社役員
 被相続人 亡 荒井 篤
 催告期間満了日 令和8年2月5日
 千葉家庭裁判所館山支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第3号

三重県いなべ市藤原町東禅寺1261番地3

申立人 株式会社出口組

代表者代表取締役 出口 玉樹

権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月29日

令和7年5月28日 札幌簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 MG232129

金額 8,976,000円

支払期日 令和7年7月5日

支払地 札幌市

支払場所 三井住友銀行札幌支店

振出日 令和7年2月28日

振出地 札幌市

振出人 共和コンクリート工業株式会社 取締役社長 北村 国

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第4号

北海道稚内市朝日2丁目2番6号

申立人 有限会社シンコー冷熱

代表者代表取締役 渡邊 建

権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月30日

令和7年5月27日 札幌簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 MF236708

金額 1,925,000円

支払期日 令和7年7月17日

支払地 札幌市

支払場所 株式会社三井住友銀行札幌支店

振出日 令和7年3月17日

振出地 札幌市北区

振出人 フシマン商事株式会社 代表取締役森本 浩之

受取人 申立人

最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第574号

奈良県香芝市旭ヶ丘2丁目18番地30
申立人 澤谷 務
本籍大阪府高石市綾園6丁目23番、最後の住所大阪府枚方市春日野2丁目1番27号
不在者 澤谷 勝昭
昭和18年3月7日生
届出期間満了日 令和7年10月2日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第1001号

北海道勇払郡むかわ町福住2丁目16番地1
申立人 石川 明美
本籍北海道伊達市北稀府町33番地、最後の住所北海道勇払郡むかわ町福住2丁目16番地1
不在者 青山二三四
昭和10年2月10日生
届出期間満了日 令和7年10月3日
札幌家庭裁判所室蘭支部

令和7年(家)第123号

群馬県前橋市鶴光路町45番地1
申立人 吉澤 克幸
本籍群馬県前橋市鶴光路町45番地1、最後の住所群馬県前橋市鶴光路町45番地1
不在者 吉澤 恒美
昭和7年11月15日生
届出期間満了日 令和7年10月6日
前橋家庭裁判所

失踪宣言

令和6年(家)第270号

本籍兵庫県神戸市東灘区御影石町1丁目8番、最後の住所徳島県鳴門市大麻町大谷字山田1番地5
不在者 大場 智尋
昭和56年4月13日生
令和7年5月29日失踪宣告審判確定
徳島家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第262号

本籍高知県南国市岡豊町小蓮835番地、最後の住所高知市比島町3丁目19番地

不在者 島崎 鶴悦

明治42年2月4日生

令和7年5月27日失踪宣告審判確定
高知家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第8145号

本籍宮崎県日向市大字塩見4845番地、最後の住所宮崎市大島町四反田632番地市営住宅233棟2号

不在者 佐藤 礼子

昭和12年11月27日生

令和7年5月29日失踪宣告審判確定
宮崎家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第141号

本籍鹿児島県曾於市大隅町大谷4966番地1、最後の住所鹿児島県曾於市大隅町大谷4966番地1

不在者 炭床サチエ

昭和7年10月21日生

令和7年5月29日失踪宣告審判確定
鹿児島家庭裁判所鹿屋支部裁判所書記官

令和6年(家)第245号

本籍沖縄県中頭郡中城村字北上原983番地、最後の住所沖縄県宜野湾市字高野422番地の1

不在者 比嘉智恵子

昭和38年10月2日生

令和7年5月23日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所沖縄支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(ヘ)第1号

兵庫県三木市大村1074番地の320

申立人 ナルセ商工株式会社

代表者代表取締役 成瀬 尚武

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月3日

令和7年6月5日 大阪簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 TH60107

金額 275,728円

支払期日 令和7年4月20日

支払地 大阪市

支払場所 株式会社りそな銀行野田支店

振出日 令和6年12月20日

振出地 白地

振出人 岡三機工株式会社 代表取締役 川浩一郎

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第3号

大阪市阿倍野区西田辺町1丁目12番14号

申立人 新井信枝こと 洪 信枝

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月3日

令和7年6月4日 大阪簡易裁判所

(別紙) 目録

小切手 1通

小切手番号 A B571281

金額 4,342,930円

支払人 株式会社ゆうちょ銀行

支払地 大阪市

振出日 令和6年12月23日

振出地 大阪市

振出人 ゆうちょ銀行代理業者 日本郵便株式会社 東住吉今川駅前郵便局長 松本 和久

最終所持人 申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第2314号

大阪市浪速区敷津西1-5-16 中谷ビル1階

債務者 QL株式会社

代表者代表取締役 権 永柱

1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 東島 貴幸

4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後2時30分

6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第40号

愛媛県新居浜市中村松木2丁目4番17号

債務者 才川 直人

1 決定年月日時 令和7年6月11日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 宮内 哲彦

4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前10時

6 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで
松山地方裁判所西条支部

令和7年(フ)第232号

神奈川県平塚市西八幡1丁目9番16号

債務者 宮川 定明

1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 露木 誠也

4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後1時30分

6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第302号

神奈川県平塚市広川849番地の2

債務者 石井 荘平

1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 東島 貴幸

4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後2時30分

6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第33号 福岡県田川郡福智町赤池399番地87 債務者 林 加奈子 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢野真依子 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 福岡地方裁判所田川支部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 千葉地方裁判所一宮支部破産係 令和7年(フ)第28号 千葉県香取市大倉2226番地70、申立時の住所 千葉県香取市大倉1050番地2 債務者 内藤 恵太 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 祐輝 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 千葉地方裁判所佐原支部 令和7年(フ)第437号 千葉県流山市加6丁目1332番地の1 債務者 三浦 崇志 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 蛭原 友則 4 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月17日午後1時10分 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年(フ)第49号 岐阜県中津川市茄子川691番地の6 債務者 伊藤 誠 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安井 典高 4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 岐阜地方裁判所多治見支部 令和7年(フ)第55号 千葉県茂原市鶯巣711番地12 債務者 吉田 智博 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 市川 博基 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで	1 決定年月日時 令和7年6月12日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 天野 正男 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月16日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第348号 栃木県佐野市浅沼町321番地 債務者 清水 操 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小菅 拓郎 4 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 令和7年(フ)第383号 千葉県柏市若柴227番地6 柏の葉キャンパス147街区 D-602号 債務者 志村 智勇 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神谷 敦宏 4 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月24日午後1時20分 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 横浜地方裁判所松戸支部民事部 令和7年(フ)第1382号 神奈川県海老名市下今泉4丁目2番14-302号 債務者 中馬 正義 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浦田 修志 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月22日午前10時50分 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第4021号 千葉県船橋市坪井町159-10 債務者 本間 大光 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金山 真琴 4 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月16日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで 東京地方裁判所民事第20部 令和6年(フ)第128号 岡山県美作市栄町12番地20 債務者 川島 光博 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 一馬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 岡山地方裁判所津山支部
---	--	---

令和7年(フ)第46号

広島県広島市東区東蟹屋町7-20 月光東蟹屋401、住民票上の住所香川県仲多度郡琴平町五條998番地
債務者 白川 武士
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 籠池 信宏
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第60号

香川県仲多度郡多度津町葛原158番地 コスマスクエア多度津B105
債務者 新藤 和真
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 仙頭真希子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第34号

福岡県大牟田市片平町82番地1 延命寺マンション 105号、前住所福岡県大牟田市藤田町663番地1
債務者 吉田 萌佳(旧姓植田)
1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 湯村しおり
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第28号

岩手県奥州市水沢字高屋敷93番地2
債務者 及川 吉成
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小平 竜太
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年(フ)第153号

群馬県前橋市江田町290-6 リバーサイドサンオーラ、住民票上の住所群馬県前橋市江田町148番地1
債務者 松下 翼
1 決定年月日時 令和7年6月13日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山崎 由恵
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第237号

新潟市中央区西大畑町5199番地
債務者 坂上 瞳
1 決定年月日時 令和7年6月13日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大花 真人
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第33号

岩手県奥州市水沢字桜屋敷452番地
債務者 桐山 晴美
1 決定年月日時 令和7年6月13日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加藤 文郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後1時45分
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和7年(フ)第78号

秋田市将軍野南1丁目2番3号、住民票上の住所秋田市下北手松崎字家ノ前12番地5
ヴィレッタI 12号
債務者 櫻井 俊和
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 筱川 正典
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第103号

山形県天童市大字川原子1310番地
債務者 森谷 康人
1 決定年月日時 令和7年6月13日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 土田 文子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第53号

山形県南陽市長岡1416番地
債務者 平林 賢之
1 決定年月日時 令和7年6月13日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 長岡 克典
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前10時20分
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第317号

広島県東広島市西条町下三永3433番地、住民票上の住所広島県東広島市西条町大沢1120番地1
債務者 今岡 昇
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 亀舎 大悟
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第456号

広島市東区愛宕町1番1-101号
債務者 広田 誠
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石井誠一郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午前11時45分
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第114号

広島県福山市田尻町2554番地
債務者 間狭 秀行
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 河原 優
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午前10時50分
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第5号

愛媛県喜多郡内子町平岡甲1274番4、住民票上の住所愛媛県喜多郡内子町平岡甲1276番地
債務者 德見 美和(旧姓行定)
1 決定年月日時 令和7年6月13日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 兵頭 翔
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
松山地方裁判所大洲支部

令和7年(フ)第1981号

大阪市福島区海老江8丁目13番6号 シャーメゾンボヌール 101号
債務者 荒木 友之
1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 外村 望
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2283号

大阪府豊中市利倉西2丁目4番24-402号
債務者 杉本 和英
1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岡村 諭
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2412号

大阪市城東区鴨野西1丁目2番23号 201
債務者 西田 昭二
1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 吉岡 萌
4 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第167号 岡山県総社市中央3丁目15番地102 ヴィラグレイス中央406、軒居前の住所岡山県総社市中央6丁目15番地107 債務者 藤岡 紀子(旧姓吉岡) 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第376号 北九州市若松区二島5丁目1番47号 債務者 天野 七恵 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月5日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第3928号 東京都江戸川区鹿骨5丁目15-14 第1宮間荘201 債務者 田代 梨央 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第151号 福岡県久留米市上津町1844番地2 フォーサイト上津R enatus 103号 債務者 野田 正美 1 決定年月日時 令和7年6月13日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第377号 北九州市八幡西区医生ヶ丘3番28-401号 債務者 寺園 藤子 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第2369号 大阪府八尾市山本町北7丁目4番19-101号 債務者 郡 純里 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第171号 北九州市門司区高田1丁目5番14号、前住所北九州市八幡東区大宮町19番43号 債務者 未竹 瀬菜 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第389号 北九州市小倉南区朽網西5丁目24番26号(201) 債務者 出水 和美 1 決定年月日時 令和7年6月13日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第3930号 大阪市東住吉区西今川1丁目7番18号 ランペドゥーザ 301号 債務者 板橋 佳祐 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月5日午後1時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第332号 北九州市戸畠区千防1丁目13番10-205号 債務者 小関 雄大 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第207号 大阪市住吉区長居東4丁目4番15号 ペリドット長居公園 601号 債務者 光平 紗那(旧姓原田) 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第3986号 東京都渋谷区富ヶ谷1丁目44-16-305 債務者 吉田 美沙 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第332号 北九州市戸畠区千防1丁目13番10-205号 債務者 小関 雄大 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第207号 大阪市住吉区長居東4丁目4番15号 ペリドット長居公園 601号 債務者 光平 紗那(旧姓原田) 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第3988号 東京都港区高輪1丁目16-21-601 債務者 キム ユジン 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第332号 北九州市戸畠区千防1丁目13番10-205号 債務者 小関 雄大 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第2199号 大阪市平野区瓜破西2丁目6番37号 スピル平野I 403 債務者 大西 麗生 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3988号 東京都港区高輪1丁目16-21-601 債務者 キム ユジン 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午後10時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3989号	東京都葛飾区青戸3丁目8-6-708 債務者 大熊 三枝 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3990号	東京都世田谷区喜多見5丁目15-24-305 債務者 黒川有里佳 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3996号	東京都足立区綾瀬6丁目41-12-402 債務者 山本 将 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3999号	東京都新宿区西落合1丁目18-18 けやき荘 債務者 稲葉 櫻子 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月26日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3962号	東京都板橋区坂下2丁目26-10-103 債務者 土屋 智洋 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3965号	東京都杉並区井草1丁目33-20-206 債務者 石井 大輝 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2810号	東京都中野区中野1丁目36-9 白百合荘3 債務者 岡田 由紀 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月4日午後3時30分 東京地方裁判所民事第20部
破産手続終結	
令和6年(フ)第676号	千葉県松戸市新松戸東4番地の3 ジョイム 新松戸303号、前住所神戸市北区南五葉6丁 目10番3号 破産者 塩見 俊夫 1 決定年月日 令和7年6月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和4年(フ)第860号	仙台市太白区秋保町湯元字太夫134番地 破産者 株式会社太白カントリークラブ 1 決定年月日 令和7年6月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第68号	福島県大沼郡会津美里町字高田甲2853番地 破産者 株式会社横山組 1 決定年月日 令和7年6月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 福島地方裁判所会津若松支部破産係
令和6年(フ)第1432号	熊本市南区川尻4丁目13番35号 破産者 共生薬品株式会社 1 決定年月日 令和7年6月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和5年(フ)第139号	鹿児島県垂水市海潟827番地2 破産者 有限会社タケト 1 決定年月日 令和7年6月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和6年(フ)第163号	北海道江別市大麻東町13番地30 破産者 有限会社大麻フォトスタジオ 1 決定年月日 令和7年6月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 旭川地方裁判所民事部
令和6年(フ)第1393号	名古屋市名東区高社2丁目245番地 破産者 株式会社カトーテック 1 決定年月日 令和7年6月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第4150号	大阪市港区夕凪2丁目17番13号 破産者 共成自動車商会株式会社 1 決定年月日 令和7年6月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第501号

堺市中区深阪二丁3番60号

破産者 有限会社ひかり化成

1 決定年月日 令和7年6月12日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第914号

宮城県岩沼市下野郷字東北谷地5番地の1

破産者 株式会社つま新

1 決定年月日 令和7年6月13日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和4年(フ)第2035号

福岡市早良区荒江3丁目16番15号 住宅型有料老人ホーム ローズガーデン荒江、破産手続開始決定時の住所福岡市西区田尻東3丁目2697番地1 玄洋荘

破産者 谷 静子

1 決定年月日 令和7年6月13日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和7年(フ)第125号

札幌市北区新琴似7条15丁目6番23-105号

破産者 寒河江英勝

1 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで

2 一般調査期日 令和7年8月13日午後1時30分

令和7年6月13日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第487号

福岡市東区舞松原6丁目16番5号 サンティール舞松原C棟103号

破産者 山下 俊弘

1 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで

2 一般調査期日 令和7年8月1日午後3時30分

令和7年6月13日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第258号

埼玉県越谷市東柳田町13番14号 大矢マンション101

破産者 大矢 則子

1 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで

2 一般調査期日 令和7年9月12日午前10時20分

令和7年6月13日

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第232号

福岡県春日市春日原東町4丁目25番地 春日サンコービル501号

破産者 渡辺 公義

1 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで

2 一般調査期日 令和7年8月26日午後3時
令和7年6月9日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第253号

福岡市博多区博多駅南3丁目24番1-702号ル・メイヤー博多駅南、前住所福岡市博多区博多駅南3丁目27番4号 2F

破産者 野間 正喜

1 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで

2 一般調査期日 令和7年8月4日午前10時30分

令和7年6月13日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第58号

広島県豊田郡大崎上島町東野2518番地1、開始決定時の住所広島県豊田郡大崎上島町東野2515番地

破産者 森若工務店こと 森若 巖

1 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで

2 一般調査期日 令和7年9月18日午前11時
令和7年6月16日 広島地方裁判所呉支部

令和7年(フ)第38号

愛知県刈谷市高倉町3丁目406番地 メゾンタカクラ402号

破産者 村田 基春

1 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで

2 一般調査期日 令和7年9月2日午後2時10分

令和7年6月13日

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年(フ)第62号

宮崎市恒久5丁目8番地11 Comforza M201号

破産者 浅倉 和希

異議申述期間 令和7年7月28日まで

令和7年6月16日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第7号

宮崎県日南市上平野町1丁目11番地2、前住所東京都世田谷区松原5丁目3番13号 玉川第1ビル202

破産者 三浦康二朗

異議申述期間 令和7年7月28日まで

令和7年6月16日 宮崎地方裁判所日南支部

令和7年(フ)第14号

宮崎県日南市南郷町中村乙7101番地380

破産者 樋口 宗司

異議申述期間 令和7年7月28日まで

令和7年6月16日 宮崎地方裁判所日南支部

令和6年(フ)第123号

宮崎県都城市高崎町江平3224番地1、前住所鹿児島県鹿児島市武1丁目10番15-802号

破産者 森山 里沙

異議申述期間 令和7年7月28日まで

令和7年6月16日 宮崎地方裁判所都城支部

令和6年(フ)第4205号

大阪府守口市大日町1丁目15番26-505号

破産者 俵 博司

異議申述期間 令和7年8月8日まで

令和7年6月13日

大阪地方裁判所第6民事部

免責許可決定

令和7年(ラ)第735号 (原決定横浜地方裁判所令和5年(フ)第1189号)

横浜市旭区今宿西町221番地

抗告人(破産者) 小野寺広子

1 決定年月日 令和7年4月23日

2 主文 原決定を取り消す。

抗告人について免責を許可する。

東京高等裁判所第21民事部

免責審尋期日

令和7年(フ)第1493号

東京都世田谷区等々力8丁目19-1 椎の木山ガーデンテラスB

破産者 友成 聖

審尋期日 令和7年8月26日午前11時

令和7年6月9日

東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第2038号

東京都千代田区麹町3丁目3番地 KDX麹町ビル4階

清算株式会社 株式会社正学社

代表清算人 上野 安夫

1 決定年月日 令和7年6月9日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第30号

東京都青梅市長淵5丁目251番地

清算株式会社 株式会社バイカダイイングワーカス

代表清算人 斎藤 鉄夫

1 決定年月日 令和7年6月11日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

特別清算終結**令和7年(ヒ)第1001号**

千葉市若葉区千城台西1丁目40番8号
清算株式会社 株式会社ヤハギ

- 1 決定年月日 令和7年6月11日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

千葉地方裁判所民事第4部

令和7年(ヒ)第2009号

東京都中央区日本橋茅場町2丁目5-5SK
茅場町ビル8階
清算株式会社 株式会社ジェイエスティソ
リューションズ

- 1 決定年月日 令和7年6月10日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(ヒ)第5号

長野県佐久市田口1082番地
清算株式会社 I S企画株式会社

- 1 決定年月日 令和7年6月6日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

長野地方裁判所佐久支部

令和7年(ヒ)第3004号

大阪府東大阪市荒本西3丁目2番25号
清算株式会社 株式会社エルグラン

- 1 決定年月日 令和7年6月11日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算協定認可**令和6年(ヒ)第8号**

愛知県蒲郡市形原町東稻荷20番地1
清算株式会社 株式会社三幸
代表者代表清算人 都築 正幸

- 1 決定年月日 令和7年6月9日
2 主文 次の協定を認可する。

協定

第1 通則**1 利息・遅延損害金の免除**

協定債権のうち、令和5年2月1日以後の利息債権及び遅延損害金請求権（但し、既払分を除く）については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

2 弁済場所及び端数の処理

- (1) 本協定に基づく弁済は、清算株式会社代理人弁護士の事務所にて交付する方法又は債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し、後者の場合の振込手数料は、債権者の負担とする。
- (2) 割合弁済の結果生じる1円単位未満の端数は切り捨てる。

第2 一般債権**1 定義**

一般債権とは、協定債権のうち第1・1で免除を受けた場合の令和5年2月1日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。

2 弁済及び免除**(1) 弁済及び免除**

清算株式会社は、本協定認可決定確定後1か月以内に、再生債権額兼弁済割合算定基準債権額（以下「再生債権額」という。）の0.155889731%（一般債権額の0.1995544991%）を弁済し、弁済時に一般債権額と差額との免除を受ける。

(2) 追加弁済

(1)による弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、これを清算人が換価したうえ、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済総額として、これを再生債権額に基づき按分計算によって算定した額を追加弁済する。この場合、前記追加弁済の範囲においては、(1)による免除の効力は失われるものとする。

以上

名古屋地方裁判所豊橋支部

監督命令**令和7年(再)第1号**

和歌山市東蔵前丁3番地17南海和歌山市駅ビル
再生債務者 株式会社システムキューブ

- 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ぜる。

- 2 監督委員 和歌山市十番丁59番地 ライオンズマンション和歌山十番丁202 山西陽裕法律事務所 弁護士 山西 陽裕

令和7年6月10日 和歌山地方裁判所民事部

監督命令取消**令和6年(再)第3号**

東京都港区新橋3丁目8番8号リバティ8ビル4階
再生債務者 株式会社 clutch communication

- 主文 令和6年11月29日にした監督命令を取り消す。
令和7年6月10日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始**令和7年(再)第16号**

広島県福山市春日町5丁目8番40号A102
再生債務者 日本住宅サービスコンシューマー株式会社

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後3時
2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
4 再生債権の一般調査期間 令和7年8月19日から令和7年8月26日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再)第17号

東京都目黒区下目黒1丁目1番14号コノトラビル7F
再生債務者 JHSホールディングス株式会社

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後3時
2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
4 再生債権の一般調査期間 令和7年8月19日から令和7年8月26日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再)第18号

東京都新宿区西新宿1丁目26番2号32F
再生債務者 センエンジニアリング株式会社

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後2時
2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
4 再生債権の一般調査期間 令和7年8月12日から令和7年8月19日まで

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集**令和7年(再)第6号**

埼玉県川口市川口2丁目12番18号
再生債務者 株式会社メトラン

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日付け再生債務者提出の再生計画案
2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3 債権者集会

- (1) 期日 令和7年7月23日午前11時30分
(2) 会議の目的 再生計画案の決議

- 4 書面投票期間 令和7年7月15日まで
5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年7月9日
令和7年6月11日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始**令和6年(再イ)第43号**

愛知県豊田市中根町小根崎4番地5
再生債務者 三島 義和

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月30日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月14日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第49号

愛知県安城市池浦町池上100番地4
再生債務者 藤野 宏伸

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月1日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月15日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和6年(再ロ)第5号

愛知県岡崎市真宮町1番地12
再生債務者 鈴木 康人

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月17日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第15号

千葉県木更津市請西1丁目25番6号 グリーンリーフ請西203 (前住所) 千葉県君津市北子安6丁目6番3号

再生債務者 前田 龍

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年8月1日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(再イ)第16号

岐阜市鏡島1637番地8

再生債務者 成瀬 伊織

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月25日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第141号

愛知県大府市共西町4丁目410番地

再生債務者 山本 幸弘

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月18日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第17号

愛知県額田郡幸田町大字野場字井戸田209番地

再生債務者 齊藤 秀之

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月18日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第18号

愛知県額田郡幸田町大字野場字井戸田209番地

再生債務者 齊藤 幸恵

- 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月18日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第47号

静岡市清水区入江2丁目1番13-502号

再生債務者 大木 敏行

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月28日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第26号

愛媛県松山市三番町2丁目1番地3 KマンションN°6 1002号

再生債務者 三並ゆかり

- 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月22日まで

松山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第27号

福岡市中央区警固1丁目6番48号

再生債務者 七尾 葵

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月22日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第134号

福岡県糟屋郡粕屋町長者原東2丁目4番3号 ルームハイツ中原田 102号

再生債務者 辻 誠治

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月22日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第8号

鹿児島市吉野4丁目16番3号

再生債務者 鮫嶋 俊樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年(再イ)第138号

福岡市早良区田村5丁目26番17号

再生債務者 小林 啓美(旧姓久保)

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年7月22日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第71号

福岡市中央区今泉1丁目10番3-301号 ソシアル天神

再生債務者 堀 美沙

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第85号

福岡県糸島市泊1684番地2

再生債務者 池田 敏則

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

福岡地方裁判所第4民事部

- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月23日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第57号

神戸市長田区御蔵通2丁目13番地の1 ウィング神戸1008号

再生債務者 アンティークこと 梶屋 洋輔

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月31日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再イ)第65号

福岡県朝倉郡筑前町下高場1911番地1

再生債務者 天野 靖

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月24日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第104号

福岡市博多区半道橋1丁目18番6-305号 AL FACIO REVARC

再生債務者 神出 亮太

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月24日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第128号

福岡市早良区飯倉2丁目12番12-201号 レオパレス HIROE

再生債務者 津村 亜弥

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月24日まで

福岡地方裁判所第4民事部

小規模個人再生による書面決議に付する決定	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月22日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案
令和7年(再イ)第2号 茨城県筑西市三郷811番地8 再生債務者 大塚 俊輝	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月10日 名古屋地方裁判所岡崎支部	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで 令和7年6月13日 宇都宮地方裁判所大田原支部	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで 令和7年6月16日 盛岡地方裁判所花巻支部
令和7年(再イ)第2号 令和7年6月16日 水戸地方裁判所下妻支部	令和6年(再イ)第226号 埼玉県桶川市大字上日出谷1269番地の271 再生債務者 佐藤 政臣	令和7年(再イ)第12号 川崎市多摩区布田32番22号 再生債務者 岡 道代(旧姓纏纈)	令和7年(再イ)第9号 栃木県小山市大字小袋828番地2 再生債務者 荒川 欣子
令和7年(再イ)第13号 千葉県市原市郡本1丁目132番地1 再生債務者 古坂 智哉	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案
令和6年(再イ)第4部 令和6年(再イ)第33号 千葉県木更津市請西南3丁目21番地1 ハイツナリッシュ1 102号室(前住所)埼玉県 上尾市大字原市4355-2 203 再生債務者 小口 隆行	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年6月13日 千葉地方裁判所民事部第4部破産再生係	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 3日まで 令和7年6月12日 さいたま地方裁判所第3民事部	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで 令和7年6月13日 宇都宮地方裁判所柄木支部
令和7年(再イ)第10号 愛知県刈谷市築地町1丁目25番地19 ミーナ 長辻201号(前住所)愛知県刈谷市井ヶ谷町 井田2番地1 DUPLEX国王180B棟106 号 再生債務者 福田 順子(旧姓木下・高田・二 村)	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案	令和7年(再イ)第5号 長野市松代町松代782番地7 再生債務者 丸山江梨子	令和6年(再イ)第58号 群馬県伊勢崎市菲塚町1173番地21 再生債務者 鈴木 大資
令和7年(再イ)第10号 令和7年6月16日 千葉地方裁判所木更津支部	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月12日 名古屋地方裁判所岡崎支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日 付け再生計画案
令和7年(再イ)第10号 愛知県刈谷市築地町1丁目25番地19 ミーナ 長辻201号(前住所)愛知県刈谷市井ヶ谷町 井田2番地1 DUPLEX国王180B棟106 号 再生債務者 福田 順子(旧姓木下・高田・二 村)	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 3日まで 令和7年6月13日 長野地方裁判所民事部再生係	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで 令和7年6月16日 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(再イ)第10号 令和7年6月10日 名古屋地方裁判所岡崎支部	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 3日まで 令和7年6月12日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和7年(再イ)第12号 静岡市清水区折戸2丁目6番1号 再生債務者 中村あかね	令和6年(再イ)第59号 群馬県北群馬郡吉岡町大字久保3353番地15 再生債務者 山口 隆士
令和7年(再イ)第16号 愛知県豊田市東新町3丁目67番地 東新スカ イハイツ101号 再生債務者 畑山ルーカス ヨシミこと HAT AIAMA LUCAS YOSHIMI	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案
令和7年(再イ)第16号 令和7年6月13日 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで 令和7年6月13日 岩手県花巻市柄内26地割101番地2 再生債務者 八重樋浩太	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで 令和7年6月13日 名古屋地方裁判所岡崎支部	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 7日まで 令和7年6月16日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第15号
 静岡市駿河区みずほ1丁目30番地の1 リバティアーケB棟101
 再生債務者 繁田 優希
 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
 7日まで
 令和7年6月16日
 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第4号
 群馬県高崎市八幡原町1113番地3
 再生債務者 小池 瑞世
 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
 11日まで
 令和7年6月13日 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(再イ)第1号
 愛知県一宮市千秋町加茂字長畑83番地4
 再生債務者 竹内 達哉
 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
 11日まで
 令和7年6月13日
 名古屋地方裁判所一宮支部
令和6年(再イ)第550号
 大阪市東淀川区豊新5丁目7番5号
 再生債務者 樂 浩司
 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
 11日まで
 令和7年6月13日
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第9号
 大阪府柏原市大字青谷2130番地
 再生債務者 楠田 実
 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
 11日まで
 令和7年6月13日
 大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第18号
 堺市東区日置莊田中町189番地25
 再生債務者 田島 英孝
 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
 11日まで
 令和7年6月13日
 大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和7年(再イ)第7号
 和歌山市福島246番地4 クレアンジュソーラスA
 再生債務者 金山栄植こと KIM YOUN GS IK 金 栄植
 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
 11日まで
 令和7年6月13日
 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(再イ)第4号
 北海道苦小牧市新中野町2丁目7番6号
 再生債務者 島倉 幸二
 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
 14日まで
 令和7年6月16日
 札幌地方裁判所苦小牧支部
令和7年(再イ)第36号
 福岡市城南区鳥飼4丁目15番15-202号
 カーレストORIKA
 再生債務者 脇山 拓也
 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7
 月1日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
 1日まで
 令和7年6月10日
 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第40号
 福岡市博多区博多駅前4丁目16番22-1108号
 ビエラコート博多駅前
 再生債務者 寺嶋 康一

令和7年(再イ)第37号
 神戸市須磨区大黒町1丁目2番16号
 再生債務者 和田 誠
 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7
 月4日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
 4日まで
 令和7年6月13日
 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年(再イ)第1号
 徳島県三好市池田町州津藤ノ井433番地6
 再生債務者 藤川 重樹
 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7
 月4日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
 11日まで
 令和7年6月13日 徳島地方裁判所美馬支部
令和7年(再イ)第1号
 福岡市博多区東比恵3-14-4 モンリープル東比恵301
 再生債務者 後藤 孝紀
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7
 月4日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
 4日まで
 令和7年6月13日
 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第18号
 福岡市東区箱崎1丁目28番3号
 再生債務者 森王 義浩
 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月16日
 付け再生計画案
 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7
 月4日
 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
 4日まで
 令和7年6月13日
 福岡地方裁判所第4民事部

<p>令和7年(再イ)第2号 長崎県大村市松山町232番地1 再生債務者 篠田 清彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月4日まで 令和7年6月13日 長崎地方裁判所大村支部 令和7年(再イ)第6号 新潟市東区中山7丁目22番14号 サザンブルーク壱番館201号 再生債務者 大崎 淳 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月7日まで 令和7年6月16日 新潟地方裁判所民事部 令和7年(再イ)第1号 兵庫県淡路市塩尾749番地8 県営塩尾住宅4-101 再生債務者 渡瀬康二こと 渡瀬 康二 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月16日 神戸地方裁判所洲本支部破産再生係 令和6年(再イ)第18号 岡山県真庭市蒜山下見995番地 再生債務者 佐田 美月 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月7日まで 令和7年6月16日 岡山地方裁判所津山支部 令和7年(再イ)第3号 岡山県勝田郡勝央町勝間田402番地3 再生債務者 杉原 浩司</p>	<p>1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月7日まで 令和7年6月16日 岡山地方裁判所津山支部 令和7年(再イ)第7号 徳島県板野郡松茂町中喜来字稻本115番地43 再生債務者 泉 亜沙斗 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月16日 高松地方裁判所民事部破産・再生係 小規模個人再生による再生手続廃止 令和6年(再イ)第29号 沖縄県中頭郡西原町字小那霸383番地 再生債務者 中山 進 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年6月12日 那覇地方裁判所民事第3部 給与所得者等再生による再生手続開始 令和7年(再口)第5号 愛知県日進市米野木町南山973番地69 再生債務者 久保山幸司 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月18日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 令和6年(再口)第5号 鹿児島市錦江台1丁目24番7-2号 再生債務者 大迫 和史 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後4時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係 令和7年(再口)第3号 東京都八王子市橋原町1414番地5 再生債務者 木下 茂雄</p>	<p>令和7年(再口)第1号 香川県木田郡三木町大字田中4073番地2 再生債務者 藤本 遥 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月16日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取 令和6年(再口)第5号 静岡県焼津市本町5丁目15番14号 再生債務者 片山真登香 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月14日付け再生計画案 2 書面で意見を述べができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年7月4日まで 令和7年6月13日 静岡地方裁判所民事第2部 給与所得者等再生による再生計画認可 令和6年(再口)第8号 埼玉県行田市大字下須戸1941番地2 再生債務者 平塚 博文 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月4日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月16日 さいたま地方裁判所熊谷支部 令和7年(再口)第1号 岡山市北区東古松2丁目12番25号 サンセール東古松305号室 再生債務者 木村 優 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月13日 岡山地方裁判所第3民事部 令和7年(再口)第1号 愛媛県今治市八町西2丁目4-28 再生債務者 森川 聖章 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月16日 松山地方裁判所今治支部</p>
--	---	---

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第1号

群馬県前橋市大手町1丁目1番1号

申立人 群馬県

住所・居所 不明

(亡金子清の最後の住所) 栃木県足利市島田町17番地

所在等不明共有者 亡金子清相続財産

届出期間満了日 令和7年10月10日

令和7年6月11日 前橋地方裁判所桐生支部
(別紙) 物件目録

1 所在 みどり市大間々町小平
地番 1510番2
地目 山林
地積 732平方メートル

令和7年(チ)第6号

静岡県田方郡函南町間宮59番地の1 アップ
ローズ412

申立人 水野 里子

住所・居所 不明

(最後の住所) 不明

所在等不明共有者 横井清三郎

届出期間満了日 令和7年10月14日

令和7年6月11日 長野地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 長野市篠ノ井塙崎字古堂

地番 6337番イ

地目 墓地

地積 59平方メートル

所在等不明共有者の持分 2分の1

令和6年(チ)第6号

鹿児島県日置市伊集院町徳重765番地10

申立人 宮奥 隆洋

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) (記載なし)

所在等不明共有者 宮奥善五郎

届出期間満了日 令和7年10月9日

令和7年6月9日 鹿児島地方裁判所
(別紙) 物件目録

1 所在 日置市伊集院町下谷口字馬場尻

地番 3856番

地目 山林

地積 362平方メートル

2 所在 日置市伊集院町下谷口字馬場尻

地番 3852番

地目 畑

地積 809平方メートル

以上の物件につき、所在等不明共有者 宮奥善五郎の持分 各2分の1

令和6年(チ)第7号

鹿児島県日置市伊集院町徳重765番地10

申立人 宮奥 隆洋

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) (記載なし)

所在等不明共有者 氏名不詳 (不動産登記記録上の表示「宮奥七太郎外2名」の「外2名」のうちの1名)

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) (記載なし)

所在等不明共有者 氏名不詳 (不動産登記記録上の表示「宮奥七太郎外2名」の「外2名」のうちの1名)

届出期間満了日 令和7年10月9日

令和7年6月9日 鹿児島地方裁判所
(別紙) 物件目録

所在 日置市伊集院町下谷口字馬場尻

地番 3851番

地目 山林

地積 775平方メートル

所在等不明共有者2名の持分 各3分の1

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第2号

静岡県田方郡函南町間宮692番地の4

申立人 岩崎 はま

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都港区高輪四丁目11番11号

共有者 岩崎 房子

届出期間満了日 令和7年8月12日

令和7年6月12日 静岡地方裁判所沼津支部
(別紙) 物件目録

1 所在 静岡県田方郡函南町間宮字桑原田
地番 691番10

地目 宅地

地積 38.92平方メートル

岩崎 房子 持分16分の1

2 所在 静岡県田方郡函南町間宮字桑原田
地番 692番4

地目 宅地

地積 239.23平方メートル

岩崎 房子 持分16分の1

3 所在 静岡県田方郡函南町間宮字桑原田692
番地4

家屋番号 692番4

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 81.98平方メートル

岩崎 房子 持分16分の1

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第5号

東京都港区虎ノ門2丁目10番4号オークラブ
レステージタワー

申立人 NREランドマネジメント合同会社
住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) いちき串木野市
羽島3666番地

所有者 永澤 トメ

届出期間満了日 令和7年8月7日

令和7年6月9日 鹿児島地方裁判所
(別紙) 物件目録

1 所在 いちき串木野市羽島字水ノ元
地番 3107番17

地目 山林

地積 418平方メートル

2 所在 いちき串木野市羽島字水ノ元
地番 3107番44

地目 山林

地積 502平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第13号

石川県鹿島郡中能登町末坂9部46番地

申立人 鹿島郡中能登町長 宮下 為幸

住所・居所 不明

(最後の住所) 石川県金沢市横川5丁目105
番地 (パサージュ横川・217号)

所有者 亡岡田與六相続財産

届出期間満了日 令和7年8月10日

令和7年6月10日 金沢地方裁判所七尾支部
(別紙) 物件目録

所在 鹿島郡中能登町金丸又の18番地乙1
家屋番号 18番の1

種類 居宅

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

床面積 1階 68.98平方メートル

2階 29.88平方メートル

令和7年(子) 第1号	大阪府八尾市上之島町南2丁目64番地 申立人 森田 昇定 住所・居所 不明 (不動産登記録上の住所) 大阪府東大阪市横沼町1丁目46番地 所有者 亡山口雄一郎相続財産法人 届出期間満了日 令和7年8月7日
令和7年6月12日	大阪地方裁判所 (別紙) 物件目録 所在 八尾市福万寺町南五丁目31番地 家屋番号 31番27
種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 28.69平方メートル 2階 23.18平方メートル	
会社や他の公知	

令和7年6月24日	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月24日	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年6月24日	左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するベルフェイスシステム株式会社（住所東京都港区新橋六丁目一三番一〇号）に対して当社のbellface事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://corp.bell-face.com>

令和七年六月二十四日

東京都港区新橋六丁目一三番一〇号

代表取締役 中島 一明

ベルフェイス株式会社

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

東京都板橋区西台三丁目一二番八号

合同会社F u j i

代表社員 齋藤 健治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

東京都港区新橋六丁目一三番一〇号

合同会社W. I. T

代表社員 熊本 一輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

合同会社F u j i

代表社員 齋藤 健治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

合同会社J a c a l i z e

代表社員 澤井 星輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

合同会社J a c a l i z e

代表社員 澤井 星輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

合同会社J a c a l i z e

代表社員 澤井 星輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

合同会社J a c a l i z e

代表社員 澤井 星輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

合同会社J a c a l i z e

代表社員 澤井 星輝

令和七年六月二十四日
東京都杉並区高円寺北三丁目五番一号ベルゾーネ高円寺一〇一

アットライフ合同会社
代表社員 山本 紗介

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日
京都市下京区七条通油小路東入大黒町二三七番地第二キヨートビル四〇二

合同会社J a c a l i z e
代表社員 澤井 星輝

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日
千葉市美浜区中瀬二丁目五番地一
イオンネクスト株式会社
代表取締役 バラット・ルバーン

当社は、資本金の額を二億九千九百万円減少し、九千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://corp.bell-face.com>

令和七年六月二十四日

東京都港区新橋三丁目四番一二号

東都システム開発株式会社
代表取締役 手塚 裕太

当社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和七年七月二十四日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://crewwww.inkoukoku>

令和七年六月二十四日

東京都渋谷区道玄坂二丁目一一番一号

C r e w w 株式会社
代表取締役 伊地知 天

当社は、資本金の額を九百萬円減少し一千萬円とすること及びその減少額九百萬円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://myokosan.studio.site>

令和七年六月二十四日

東京都練馬区大泉学園町一一一五シャトーハイアーヴ二〇六号

妙高株式会社
代表取締役 德永 静雄

当社は、資本金の額を五十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://myokosan.studio.site>

令和七年六月二十四日

東京都西尾市上矢田三一番地六

愛知県西尾市五反田三一番地六

合同会社J a c a l i z e
代表社員 李琳琳

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://myokosan.studio.site>

令和七年六月二十四日

東京都練馬区大泉学園町一一一五シャトーハイアーヴ二〇六号

妙高株式会社
代表取締役 德永 静雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十万円減少し二百三十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

静岡市清水区春日二丁目五番一二号

合同会社清水電気引込工事センター

代表社員 有限会社海生電気

職務執行者 海野 久生

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月十八日

掲載頁 七十頁 (号外第一三五号)

令和七年六月二十四日

大阪市中央区谷町三丁目六番四号大拓ビル
株式会社GSコミュニケーションズ

代表取締役 大歳 仁

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年六月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.jishin.co.jp/company/settlement.shtml>

令和七年六月二十四日

東京都港区六本木一丁目六番一号

SBIリース少額短期保険株式会社

代表取締役 久保田 卓

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十億三千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年七月十八日

掲載頁 一二六頁 (号外第一七〇号)

令和七年六月二十四日

東京都新宿区西新宿六丁目一〇番一号日土
地西新宿ビル 一三階

日本長期収載品機構株式会社
代表取締役 木川 直毅

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六億九千五百九十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.mutual.co.jp>

令和七年六月二十四日
大阪市北区西天満一丁目二番五号

株式会社ミュー・チャユアル
代表取締役 野尻 恭

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とする株式会社兵庫物流との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とす

る株式会社兵庫物流との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載の日付 令和七年六月十七日

掲載頁 一八一頁 (号外第一三三号)

令和七年六月二十四日

兵庫県たつの市新宮町大屋六六八番地の一
株式会社兵庫物流

代表取締役 木南 一志

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月九日を基準日と定め、同

日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年七月一十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年六月二十四日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目二八番九号

神田樋包運送株式会社
代表取締役 内山 恭久

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月九日を基準日と定め、同

月最終の株主名簿上の株主をもって、令和七年九月頃開催予定の臨時株主総会における議決権を行

使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年六月二十四日

大阪府大阪市北区堂山町三番三号

株式会社L e T e c h
代表取締役 宮地 直紀

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十四日

大阪府大阪市中央区北浜四丁目五番三三号

三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所
代表取締役 三井住友信託銀行株式会社
証券代行部

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十四日

東京都中央区日本橋小舟町七番二号
ヤクシ化成株式会社
代表取締役 横島 成子

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月二十九日を効力発生日とする株式会社新宮運送との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月二十九日を効力発生日とす

る株式会社新宮運送との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月二十九日を効力発生日とす

る株式会社新宮運送との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月二十九日を効力発生日とす

る株式会社新宮運送との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年六月二十九日を基準日と定め、同

月頃開催予定の臨時株主総会における議決権を行

使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年六月二十四日

三重県津市榎原町一三五三番地

サクセス産業株式会社
代表取締役 小林 力

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十五日付で株券を発行す

る旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十四日

新潟市江南区曙町三丁目一二番二四号

サクセス産業株式会社
代表取締役 小林 力

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月十五日付で株券を発行す

る旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十四日

大阪府吹田市垂水町三丁目二〇番二七号

株式会社オントック
代表取締役社長 西山 真澄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十四日

大阪市西区新町三丁目九番一七号

平塚工業株式会社
代表取締役 赤尾 明彦

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社どんどんと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年八月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月二十四日

東京都港区赤坂七丁目一一番七号三共赤坂ビル五階

株式会社 unclock. 1 y 3号
代表取締役 三島 徹平

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告
当社の全ての日本における代表者である扇谷毅が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

東京都中央区京橋二丁目一二番九号寺沢ビル六階

アロハ・エアラインズ・インコープレイ
テッド
日本における代表者 扇谷 豪

限定承認公告
本籍茨城県潮来市辻二二二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人 死 山本 繁夫

右被相続人は令和六年十一月十二日死亡し、その相続人は令和七年六月十七日水戸家庭裁判所麻生支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申出がないときは弁済から除外します。

令和七年六月二十四日

神奈川県小田原市早川三丁目一〇番地の五

限定承認者 山本 浩

限定期公告

本籍山梨県甲府市北新一丁目三番、最後の住所山梨県山梨市下井尻九三三番地の七
被相続人 死 飯島 宗雄

右被相続人は令和六年三月頃死亡し、その相続人は令和七年六月十一日甲府家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申出がないときは弁済から除外します。

令和七年六月二十四日

平塚工業株式会社
代表取締役 赤尾 明彦

限定承認公告

当社は、株式会社どんどんと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年八月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月二十四日

東京都中央区銀座七丁目一六番二二号
共同会計事務所内

本籍熊本県菊池市大麻寺二七九番地一八、最後の住所熊本県熊本市中央区出水六丁目一八番六三号
被相続人 死 富永 健太

右被相続人は令和六年一月二十五日死亡し、その相続人は令和七年六月十日熊本家庭裁判所にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申出がないときは弁済から除外します。

令和七年六月二十四日

熊本県熊本市中央区大江六丁目二〇一六T一 AREAビル三階
しののめ総合法律事務所

限定承認者 三角百音
手続代理人弁護士 園田 理美

優先資本金の額の減少公告
(乙) 手続代理人弁護士 園田 理美

当社は、資産の流動化に関する法律第二百九条に基づき、優先資本金の額を三千六百九十五万円減少して十六億四千七百九十万円とすることしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

東京都港区南青山三丁目一番三号スプライン青山東急ビル三階
(甲) Vincent 株式会社
代表取締役 平岡 正人

合併公告及び合併につき株券等提出公告
(乙) 株式会社エンヴィジョン
代表取締役 平岡 正人

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号東京

共同会計事務所内
SCORE Heisei 特定目的会社

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第二百九条に基づき、優先資本金の額を四千四百七十万円減少して十四億九千九百六十万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町八三〇
(甲) 湯快リゾート株式会社
代表取締役 川崎 俊介

令和七年六月二十四日

京都中央区銀座七丁目一六番二二号
(乙) GENSEN HOLDINGS
株式会社
代表取締役 川崎 俊介

令和七年六月二十四日

SCOREドミトリーワークス特定目的会社
取締役 高山 知也

令和七年六月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内

SCORER ドミトリーワークス特定目的会社
取締役 高山 知也

令和七年六月二十四日

東京都千代田区岩本町二丁目一一番九号
(甲) 株式会社RAISE
代表取締役 吉元 幸次郎

令和七年六月二十四日

東京都千代田区岩本町二丁目一一番九号
(乙) 株式会社CONFEL
代表取締役 吉元 幸次郎

令和七年六月二十四日

東京都新宿区西新宿六丁目一〇番一号日土地西新宿ビル一三階
(甲) 梅津 直人
代表取締役 梅津 直人

取消公告
(乙) 日本長期收載品機構株式会社
代表取締役 木川 直毅

令和七年六月二十四日

東京都新宿区西新宿六丁目一〇番一号日土地西新宿ビル一三階
(甲) 梅津 直人
代表取締役 梅津 直人

取消公告
(乙) 日本長期收載品機構株式会社
代表取締役 木川 直毅

令和七年六月二十四日

東京都新宿区西新宿六丁目一〇番一号日土地西新宿ビル一三階
(甲) 梅津 直人
代表取締役 梅津 直人

取消公告
(乙) 日本長期收載品機構株式会社
代表取締役 木川 直毅

令和七年六月二十四日

東京都新宿区西新宿六丁目一〇番一号日土地西新宿ビル一三階
(甲) 梅津 直人
代表取締役 梅津 直人

取消公告
(乙) 日本長期收載品機構株式会社
代表取締役 木川 直毅

令和七年六月二十四日

東京都新宿区西新宿六丁目一〇番一号日土地西新宿ビル一三階
(甲) 梅津 直人
代表取締役 梅津 直人

取消公告
(乙) 日本長期收載品機構株式会社
代表取締役 木川 直毅

令和七年六月二十四日

東京都新宿区西新宿六丁目一〇番一号日土地西新宿ビル一三階
(甲) 梅津 直人
代表取締役 梅津 直人

取消公告
(乙) 日本長期收載品機構株式会社
代表取締役 木川 直毅

令和七年六月二十四日

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年六月十二日

(乙) 揭載紙 宮報
掲載の日付 令和七年六月十二日

(丙) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(丁) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(戊) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(己) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(庚) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(辛) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(壬) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(癸) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(甲) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(乙) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(丙) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(丁) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(戊) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(己) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(庚) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(辛) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(壬) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(癸) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(甲) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(乙) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(丙) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(丁) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(戊) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(己) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(庚) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(辛) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(壬) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(癸) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(甲) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(乙) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(丙) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(丁) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(戊) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

なあ、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 揭載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年六月十二日

(乙) 揭載紙 宮報
掲載の日付 令和七年六月十二日

(丙) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(丁) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(戊) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(己) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(庚) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(辛) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(壬) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(癸) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(甲) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(乙) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(丙) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(丁) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(戊) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(己) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(庚) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(辛) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(壬) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(癸) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(甲) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(乙) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(丙) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(丁) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(戊) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(己) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(庚) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(辛) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(壬) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(癸) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(甲) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(乙) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(丙) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日

(丁) 揭載紙 二頁
掲載の日付 令和七年六月二十四日